

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新居浜市は、個人住民税事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

新居浜市長

## 公表日

令和7年3月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 地方税法その他の地方税に関する法令及びこれらの法律に基づく条例による個人住民税の賦課等に伴う業務</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 確定申告書、市民税・県民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、配当・報酬に係る支払調書など(以下「課税資料」という。)の取得</li> <li>2 納税義務者、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の生活保護受給情報、障害情報、社会保険料納付情報の取得</li> <li>3 控除対象配偶者、控除対象扶養親族の所得状況等の調査</li> <li>4 課税権がない課税資料の課税団体への回送</li> <li>5 住民登録のない者(以下「住登外者」という。)への課税に伴う他自治体への通知</li> <li>6 個人住民税額の賦課決定・変更</li> <li>7 納税義務者及び特別徴収義務者への納税通知の発送</li> <li>8 納税義務者の相続人の調査及び納税承継相続人代表者の指定</li> <li>9 住民・給与支払者からの各種申請・届出書等の受理及び処理</li> <li>10 他自治体等への税務調査実施、他自治体等からの調査への回答</li> <li>11 個人住民税の減免申請書の受理、及び承認又は不承認の決定並びにその通知</li> <li>12 所得・課税(非課税)証明書の発行</li> </ol>
③システムの名称	個人住民税課税支援システム、個人住民税システム、国税連携/eLTAXシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
①個人住民税基本台帳ファイル	
②個人住民税課税支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表24の項</li> </ul> </li> <li>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表省令第16条</li> </ul> </li> </ol>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 実施する</li> <li>2) 実施しない</li> <li>3) 未定</li> </ol>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(特定個人情報の提供の制限)及び第2条の表(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)</p> <p>第2条の表における情報提供の根拠:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、129、130、132、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、167、168、169、170、171、172の項)</p> <p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報提供の根拠:3条、4条、5条、6条、7条、9条、13条、15条、17条、22条、30条、39条、41条、44条、50条、51条、53条、59条、60条、61条、65条、67条、68条、71条、75条、77条、78条、83条、85条、86条、88条、89条、90条、91条、92条、93条、94条、98条、100条、108条、116条、117条、131条、132条、134条、140条、142条、143条、144条、146条、149条、153条、154条、157条、158条、160条、162条、163条、169条、170条、171条、172条、173条、174条</p> <p>第2条の表における情報照会の根拠:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(48の項)</p> <p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報照会の根拠:50条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部課税課
②所属長の役職名	課税課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市総務部課税課
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーは申請者から直接取得することを徹底し、住基ネット照会時には4情報(氏名、住所、生年月日、性別)または住所を含む3情報による照会を行っています。取得後は複数人で確認し、上長が最終確認を実施しています。書類は施錠管理を行い、廃棄時には保護責任者の事前承認の取得、適切な方法での廃棄、管理台帳への記録及び保護責任者への報告を徹底しています。また、職員研修を実施することにより、特定個人情報の取扱いの意識向上に努めています。	
9. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限のない職員による不正利用リスクへの対策として、業務に必要な職員にのみアクセス権限を付与し、不要な権限は制限しています。異動や退職時には迅速に権限の変更・削除を行います。また、アクセス履歴や操作ログの監視・記録を行い、不正利用の兆候を早期に発見する体制を整備しています。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月10日	I 2. 特定個人情報ファイル名	個人住民税基本台帳ファイル	①個人住民税基本台帳ファイル ②個人住民税課税支援ファイル		
平成29年3月3日	I 5 ② 所属長	佐古 猛	伊藤 裕敏		
平成29年3月3日	II 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点		
平成29年3月3日	II 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点		
平成31年2月15日	I 5 ②所属長の役職名	伊藤 裕敏	市民税課長	事後	様式変更による。
令和2年3月13日	II 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月13日	II 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	II 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	II 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和4年3月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年3月1日	II 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月1日	II 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和5年3月24日 時点	事後	
令和5年4月1日	II 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和5年3月24日 時点	事後	
令和5年4月1日	I 5 ①部署	総務部市民税課	総務部課税課	事後	組織機構変更による。
令和5年4月1日	I 5 ②所属長の役職名	市民税課長	課税課長	事後	組織機構変更による。
令和5年4月1日	I 8 連絡先	総務部市民税課	総務部課税課	事後	組織機構変更による。
令和7年3月28日	I 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の6の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)・別表第一省令第16条	番号法第9条第1項 別表24の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令・別表省令第16条	事後	現行の番号法に合わせて修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	I 4 ② 法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠): 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠): 1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、23条、25条、28条、31条、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、44条、45条、47条、49条、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条</p>	<p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(特定個人情報の提供の制限)及び第2条の表(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)</p> <p>第2条の表における情報提供の根拠: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、129、130、132、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、167、168、169、170、171、172の項)</p> <p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報提供の根拠: 3条、4条、5条、6条、7条、9条、13条、15条、17条、22条、30条、39条、41条、44条、50条、51条、53条、59条、60条、61条、65条、67条、68条、71条、75条、77条、78条、83条、85条、86条、88条、89条、90条、91条、92条、93条、94条、98条、100条、108条、116条、117条、131条、132条、134条、140条、142条、143条、144条、146条、149条、153条、154条、157条、158条、160条、162条、163条、169条、170条、171条、172条、173条、174条</p>	事後	現行の番号法に合わせて修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	I 4 ② 法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠): 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)  (別表第二省令における情報照会の根拠): 20条 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)	番第2条の表における情報照会の根拠: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(48の項)  番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報照会の根拠: 50条	事後	現行の番号法に合わせて修正
令和7年3月28日	II 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年3月24日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	II 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年3月24日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	II 8 人手を介在させる作業	項目なし	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った	事後	様式変更による再実施
令和7年3月28日	II 9 監査	自己点検	内部監査	事後	
令和7年3月28日	II 11 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更による再実施
令和7年3月28日	II 11 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	項目なし	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った	事後	様式変更による再実施